第 292 号

(2-2)



1994年1月6日創刊。毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(1995年) 平成7年 3月13日 月曜日

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町 3-1-10 Tel:06-209-7678 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

## △ゴルフ会員権の譲渡損失と買い戻し

Q:平成6年中に個人で所有していたゴルフ会員権を譲渡しました。資金が必要だったので、掲がでるのを覚悟で売却しました。

が、その後資金繰りが良くなり、そのゴルフ場でプレーがしたいので買い戻しました。 このような場合でも譲渡損を計上して所得 税の遺付が受けられるでしょうか。

A:同じ譲渡損でも、別荘などのように生活に通常必要でない資産の譲渡損失は、他の所得とは通算できませんが、ゴルフ会員権の譲渡損は、他の所得との通算ができます。

よって、バブル崩壊後、ゴルフ会員権の相場が下がったことによりその含み損を取り戻そうと、一度ゴルフ会員権を売却、譲渡損失を計上し、さらにもう一度ゴルフ会員権を買い戻すといった取引がいくつかあるようです。

中には、名義変更もなく代金の授受もなし で取引を行い、所得税の選付を受けて重加算 税が課せられた不正事例があります。

ご質問の場合、このような書類上の仮装取 引ではなく、実際にゴルフ会員権取引業者に 仲介手数料等を支払い、ゴルフ会員権の名義 書換えを行っておれば、特に問題はないでしょう。

ただし、ゴルフ会員権を売却し、それと同時に同じゴルフ会員権を購入するといったクロス取引のような場合は、所得税の選付が目的とみなされて否認されるケースもあるでしょう。

